

県南広域振興局長告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和元年7月9日

県南広域振興局長 平野 直

1 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601239	社会福祉法人清智会	介護老人保健施設北上 きぼう苑	北上市本石町二丁目1 番45号	令和元年7月20日

2 短期入所療養介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601239	社会福祉法人清智会	介護老人保健施設北上 きぼう苑	北上市本石町二丁目1 番45号	令和元年7月31日